

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16教規程第14号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(在学期間)</p> <p>第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 国費学部留学生 4年以内（農学部<u>獣医学科</u>にあつては、6年以内）</p> <p>二 省略</p> <p>三 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第12条 省略</p> <p>(卒業又は修了)</p> <p>第13条 国費学部留学生で本学に4年（農学部<u>獣医学科</u>にあつては、6年）以上在学し、所定の単位を修得した者については、学則及び国立大学法人東京農工大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところにより、卒業を認証し学士の学位を授与する。</p> <p>2 省略</p> <p>第13条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>(在学期間)</p> <p>第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 国費学部留学生 4年以内（農学部<u>共同獣医学科</u>にあつては、6年以内）</p> <p>二 省略（現行どおり）</p> <p>三 省略（現行どおり）</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第5条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>(卒業又は修了)</p> <p>第13条 国費学部留学生で本学に4年（農学部<u>共同獣医学科</u>にあつては、6年）以上在学し、所定の単位を修得した者については、学則及び国立大学法人東京農工大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところにより、卒業を認証し学士の学位を授与する。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第13条～第27条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23教規程第53号）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。